

様式第1号（第6条関係）

袖ヶ浦市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

申請日 年 月 日

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類等を添えて申請（請求）します。

申請者※1	住所	〒 -				
	フリガナ	袖ヶ浦市				
	氏名	生年月日		年 月 日		
	電話番号 (日中連絡が取れる番号)					
ヘルメットの使用者			購入したヘルメット		購入価格 (税込み)	補助金申請額 <small>※ヘルメット本体購入税込価格</small> <b>上限2,000円</b>
フリガナ 氏名	生年月日	申請者との関係	メーカー品名・品番	安全基準 <b>※いずれか</b>		
	年 月 日			・SG・JCF・CE ・GS・CPSC ・その他( )		
	年 月 日			・SG・JCF・CE ・GS・CPSC ・その他( )		
	年 月 日			・SG・JCF・CE ・GS・CPSC ・その他( )		
	年 月 日			・SG・JCF・CE ・GS・CPSC ・その他( )		
<b>補助金申請（請求）合計額</b>						<b>円</b>

※1 申請者：18歳未満（児童・生徒）の場合は保護者

振込先	銀行	本店 支店 出張所	口座名義人（申請者・カタカナで記入してください）														
	信用金庫・組合 農業協同組合																
	種別		金融機関コード	店番号	口座番号												
1 普通																	
2 当座																	

誓約書及び同意書

この補助金の申請（請求）に当たり、袖ヶ浦市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付要綱に定める補助要件を満たしていることを誓約し、市が保管する公簿等によって住民基本台帳及び市税等の納税状況について職員が調査することに同意します。

また、この申請書は、袖ヶ浦市において支給決定した後は、補助金の請求書として取り扱うことに同意します。

※申請者及び全ての使用者氏名（自署）

--

--

--

--

※ 裏面の「ちばサイクルール」を必ずご確認ください。

○申請に必要なもの

- ① 以下の記載のある代金の支払い手続きが完了したことを証する書類の写し（領収書等）
  - ①領収日 ②購入金額 ③購入店名 ④メーカー・品名及び品番等
- ② ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの（保証書又はヘルメット現物）
- ③ 申請者の振込先口座番号・名義等が確認できる通帳、キャッシュカード又はWEB通帳の印刷物等

## ～ちばサイクルール～

※ヘルメット使用者は内容をお読みいただき、下記の□欄にチェックをお願いします。

### ～ 自転車に乗る前のルールについて ～

●自転車保険に入ろう

千葉県では条例の改正により自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合など損害を賠償できる保険等への保険加入が義務化されました。

●点検整備をしよう

思わぬ事故を防ぐため、自転車も車と同じように点検整備を定期的にしましょう。

●反射器材（リフレクター）を付けよう

夜間、車や歩行者との交通事故を防ぐため、ライト（前照灯）、車体の後部だけでなく、側面にも反射器材を取り付けてください。

●ヘルメットをかぶろう

道路交通法の改正により、令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の7割が頭部に致命傷を負っています。

自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。

●飲酒運転はやめましょう

お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

### ～ 自転車に乗るときのルールについて～

●車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて車道の左端に寄って通行しましょう。

●歩いている人を優先しよう

歩道は歩いている人が優先です。例外的に歩道を通行するときは、車道寄りをすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

●ながら運転はやめよう

傘さし、スマホ、携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。また、二人乗りもやめましょう。

●交差点では安全確認しよう

交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を十分確認して通行しましょう。

●夕方からライトをつけよう

夕暮れ時は事故が起きやすくなることから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

私（たち）は、ちばサイクルールを守ります。

防災安全課受付

受付日	
番号	